

令和5年第2回西会津町議会臨時会会議録

1. 招集日 令和5年5月9日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 令和5年5月9日
2. 閉 会 令和5年5月9日
3. 会 期 1日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	12番	武藤道廣
4番	秦貞継	8番	伊藤一男		

2. 不応招議員

なし

令和5年第2回西会津町議会臨時会会議録

令和5年5月9日(火)

開 会 10時06分

閉 会 10時59分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	12番	武藤道廣
4番	秦貞継	8番	伊藤一男		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄友喜	商工観光課長	岩 渕 東 吾
副 町 長	大竹 享	農林振興課長	小 瀧 武 彦
総 務 課 長	伊藤善文	建設水道課長	佐 藤 広 悦
企画情報課長	玉木周司	会計管理者兼出納室長	五十嵐博文
町民税務課長	渡部栄二	教 育 長	五十嵐正彦
福祉介護課長	船橋政広	学校教育課長	佐 藤 実
健康増進課長	矢部喜代栄	生涯学習課長	齋 藤 正 利

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

令和5年第2回議会臨時会議事日程

令和5年5月9日 午前10時00分開会

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 付議事件名報告

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案第1号 西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第6 議案第2号 令和4年度西会津町一般会計補正予算（第10次）の専決処分の承認について

日程第7 議案第3号 令和5年度西会津町一般会計補正予算（第2次）

閉 会

○議長 ただいまから、令和5年第2回西会津町議会臨時会を開会します。(10時06分)
これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

○事務局長 ご報告いたします。

本臨時会に、町長より別紙配布のとおり3件の議案が提出され、受理しました。

本臨時会に議案説明のため、町長、教育長に出席を求めました。

なお、地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理いたしました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、3番、小林雅弘君、9番、多賀剛君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日5月9日の1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、会期は本日5月9日の1日間に決定しました。

日程第3、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配布の議会臨時会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第4、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第5、議案第1号、西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 議案第1号、西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の中でご説明申し上げましたとおり、地方税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、議会を招集する時間的な余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に

より、改正法令の公布日と同じ、本年3月31日付で専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いするものであります。

本条例の主な改正内容といたしましては、軽自動車税の環境性能割の税率区分の据え置きや種別割のグリーン化特例の期限の延長、また、環境性能割の臨時的軽減措置に係る規定の削除、及び長期譲渡所得に係る町民税の特例期限の延長や、地方税法の改正による項ズレに伴う改正などであります。

それでは、議案書に基づき、改正内容につきましてご説明申し上げますが、併せて条例改正案 新旧対照表1ページをご覧ください。

西会津町税条例の一部を次のように改正する。

第46条の給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等、第48条の法人の町民税の申告納付、第50条の法人の町民税に係る不足税額の納付の手續、第98条のたばこ税の申告納付の手續及び第101条のたばこ税に係る不足税額等の納付手續については、それぞれ地方税法施行規則で定める様式の追加、また文言を修正する改正であります。

次に附則の改正についてご説明申し上げます。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例についてであり、所得割の免除期限を令和6年度から令和9年度に延長する改正であります。

次に附則第10条は、読替規定についてであり、引用条項の削除に伴う改正であります。

次に附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合についてであり、第3項から第24項までは、法改正による項ズレの反映、また第26項を削除する改正であります。

次に附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についてであり、項ズレを反映する改正であります。

次に附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税についてであり、この臨時的軽減措置の期限が経過したため規定を削除し、附則第15条の2の2を附則第15条の2とする改正であります。

次に附則第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例についてであり、第3項の期限を経過した臨時的軽減措置に係る規定を削除する改正であります。

次に附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例についてであり、より環境性能の良い車両を後押ししていく観点から、電気軽自動車及び基準に適合した天然ガス軽自動車、ガソリン軽自動車について、種別割の特例、いわゆるグリーン化特例の期限を令和7年3月31日又は令和8年3月31日まで延長する改正であります。

次に附則第16条の2、は軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例についてであり、前条の改正により生ずる項ズレの改正であります。

次に附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例についてであり、特例の期限を令和5年度から令和8年度に延長する改正であります。

次に附則第25条は新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例についてであり、地方税法の改正に伴い、文言を削除する改正であります。

続きまして、附則についてご説明申し上げます。

附則第1条は、施行期日であり、この条例は令和5年4月1日から施行するものでありますが、第2条、軽自動車税に関する経過措置において令和3年12月31日までに取得された軽自動車の環境性能割及び令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による経過措置を設けることとしております。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第1号、西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については原案のとおり承認することに決しました。

日程第6、議案第2号、令和4年度西会津町一般会計補正予算(第10次)の専決処分の承認についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第2号、令和4年度西会津町一般会計補正予算(第10次)の専決処分の承認についてご説明いたします。

今次補正の主な内容であります。先の3月議会定例会後に地方譲与税や法人事業税交付金などの額が決定したことや、除雪費に係る国の追加配分があったことに伴う補正であります。交付金などの額の決定が年度末となり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分により調製いたしましたので、同法同条第3項の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

それでは予算書をご覧ください。

令和4年度西会津町の一般会計補正予算(第10次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,594万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、73億1,090万6千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の内容であります。事項別明細書でご説明いたします。6ページをご覧ください。

まず歳入であります。2款地方譲与税、1項1目、地方揮発油譲与税、43万3千円の増、2項1目、自動車重量譲与税164万5千円の減、6款法人事業税交付金、1項1目、法人事業税交付金429万3千円の増、7款地方消費税交付金、1項1目、地方消費税交付金955万6千円の減、7ページに進みまして、8款環境性能割交付金、1項1目、環境性能割交付金206万1千円の減は、それぞれ額の確定によるものであります。10款地方交付税、1項1目、地方交付税2億5,047万9千円の増は、特別交付税の額の確定によるものであります。14款国庫支出金、2項4目、土木費国庫補助金1千400万円の増は、除雪費の追加配分に伴う、社会資本整備総合交付金（道路事業）100万円、臨時道路除雪事業費補助金1千300万円の計上であります。

8ページをご覧ください。歳出であります。

2款総務費、1項5目、財産管理費2億5,133万円の増は、今次補正の剰余金を財政調整基金に積立てするものであります。

なお、令和4年度末の財政調整基金残高見込みは、7億6,815万9千円であります。4款衛生費、1項2目、予防費461万3千円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返還金の計上であります。8款土木費、1項2目、道路維持費は、補正はありませんが、国からの除雪費の追加配分に伴い、財源の組み替えを行うものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

5番、猪俣常三君。

○猪俣常三　先般議会運営委員会の中では、衛生費の関係で接種体制確保事業費国庫補助金返還金ということでありまして、この金額については接種者が少なかったというお話がありました。人数的に見ました時に、どのくらいの人数があつてどの程度の接種者がいたのかそのところを伺いたいと思ひますが、分かる範囲内でお答えいただきたいと思ひます。

○議長　健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長　猪俣議員の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返還金についてのご質問にお答えいたします。今回返還いたしますこの補助金につきましては、国の新型コロナウイルスワクチンの接種につきまして、集団接種会場の設営ですとか、人的な体制の整備にかかる費用について財源措置が行われたものでございます。今回返還金が生じたのは、当初申請時に実績の段階で追加交付は認めないというような指導がありましたので、当初十分な所要額を計上し、概算交付を受けていたものに対して実績に基づいて不用額を生じたことから461万3千円返還するというような内容でございます。接種人数についてであります。令和3年度についてであります。この今回の返還する補助金は令和3年度分についてでございます。令和3年度の接種人数については4,260名、4,260回についての分でございます。もう少し詳しく申し上げますと、接種体制補助金については接種体制の整備ということですが、この他に財源措置といたしまして新型コロナウイルスの接種対策費国庫負担金と、直接接種に係る経費については、医療機関に払う経費ですが、全額措置されるということで、今回の接種体制整備補助金について

は接種の人数とは直接関連はございませんのでご理解いただきたいと思ひます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 毎年お尋ねすることでありますけれども、特別交付税に関しまして、今回の交付があつて総額5億円を超える金額になつたということで、私個人的には思つたより多く交付されたなという思ひでおります。その中で前もお尋ねしましたけれども、これは年度内の特殊要因によつてその額は相当変わつてくるということでありました。夏の8月の豪雨災害が私は大きな要因だつたのかなと思つたらそうでもない。雪が比較的例年というか昨年なんかに比べると今シーズンはそう多くはなかつたということでありますから、この中でこの5億円以上の特別交付税がきたということをもう一度内容が分かればお示しいただきたいのと、あとこの中身に関してはグレーゾーンといひますか特別交付税認められるよと言つてゐるけれどもなかなか検証できないものが多いという話をよくお聞きしますけれども、いわゆる確定してゐるもの、いわゆる地域おこし協力隊に係る経費だとか、そういう間違ひなく入つてくるということはしっかり検証しておつと思ひますが、しっかり入つてくる予定してゐたものは入つてきてゐたのかその点お尋ねします。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 9番、多賀議員のご質問にお答えいたします。まず先ほども申し上げましたが、令和4年度の交付額につきましては5億47万9千円という形になっておりまして、令和4年度はですね、令和3年度と比較しまして約341万2千円の減額という形となっております。この5億円強の主な内容について申し上げますと、大きく財源として増加要因をまず申し上げます。一番大きな増加要因額につきましてはやはり追加財政需要額ということで前年度と比較しまして4,200万円ほど。この追加財政需要額につきましては特色あるまちづくり等についてですね、いわゆる国が算定するものということでこちらがちょっとグレーゾーンの部分となっているということであります。その他昨年8月の豪雨災害に関連するもので4千万円程の金額が、これは皆増という形で入つてゐるところでございます。減額の要因といたしましては、除雪経費で約7,100万円減額となっておりますが、こちらの方につきましては、普通交付税の方におきまして、いわゆる寒冷補正が見直されて普通交付税が多く入つてくるということから、その関係で特別交付税の部分は減額されてゐるというような部分が大きなものでございます。その他でございますが、いわゆるちゃんとした経費算定の中でしっかり地域おこし協力隊とかですね、その需要額が入つてゐるのかという部分でございますが、地域起こし協力隊につきましては令和4年度額としては6,100万円程入つてゐるということですのでこれはしっかり見込み通り入つてゐるということでございます。また少し減額になりましたが、除排雪費用といたしましては5,100万円程と、多少3年度よりは相当減額になっておりますがしっかり入つてきております。またその他地方バスの運営費で5,900万円程という形となっております、今まで見込んだ部分につきましては全て入つてきてゐるというような状況でございますのでご理解いただきたいと思ひます。

○議長 他に。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号、令和4年度西会津町一般会計補正予算（第10次）の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第2号、令和4年度西会津町一般会計補正予算（第10次）の専決処分の承認については原案のとおり承認することに決しました。

日程第7、議案第3号、令和5年度西会津町一般会計補正予算（第2次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第3号、令和5年度西会津町一般会計補正予算（第2次）の調製について、ご説明いたします。

今次補正の主な内容であります。町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、国の臨時特別給付金事業として、食費等の物価高騰の影響を受けている低所得の子育て世帯を支援するための特別給付金支給に係る経費を新たに計上したものであります。

それでは予算書をご覧ください。

令和5年度西会津町の一般会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ384万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億6,684万7千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。6ページをご覧ください。

まず歳入であります。14款国庫支出金、2項2目、民生費国庫補助金384万7千円の増は、子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金384万7千円の新規計上であります。

7ページをご覧ください。歳出であります。

3款民生費、2項2目、児童措置費384万7千円の増は、特別給付金の支給に係る職員の時間外勤務手当20万円、電算処理業務委託料58万6千円、特別給付金300万円などの新規計上であります。以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 1点お聞きいたします。この事業の対象世帯数と子育て世帯の全体の何パーセントくらいにあたるのかをお聞きいたします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 上野議員のご質問にお答えいたします。本事業の基準日というのが令和

5年3月31日となっております。そこを起点にして申し上げますと、まず対象の児童の数ですけれども、580人。すみません対象でなくて全体ですね。年齢でいうと18歳未満のお子様の数が580人、そして世帯数でいいますと302世帯ございます。現状考えられる対象世帯であります、県が支給するひとり親の世帯がおよそ子供の数で75人、世帯数で45世帯。ただこれは2月の28日まで増えていく可能性はございますけれども、現在把握している数は今の数になります。そこに町が支給主体となるその他の低所得世帯ということで、今回予算を計上させていただいた、もう積極的支給ということで昨年と同じような交付金がありました、その交付金の支給を受けているお子様の数で43人、22世帯。そして今後考えられる方ということで17人お子さんを見込んでおりまして、合計で60人ということで考えております。先ほど申し上げた580人、302世帯に対して今ほど申し上げた世帯と、お子さんの数を足した人数あるいは世帯数がどの程度のパーセントを占めているかというところ、世帯数で申し上げますと22パーセント、お子様の数に当てはめますと20パーセント、およそ2割程度の方が今回の給付金の対象になると考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長 他に。4番、秦貞継君。

○秦貞継 1点だけお伺いいたします。スケジュールなんです、3号関係資料に一番下に記載のとおりだと思うんですが、待っている方にしてみれば早くほしいと思っておりますので、この文章を見ると可能な限り速やかに支給ということだったんですけれども、だいたいのくらいか目星等がもし分かっていたらお示してください。

○議長 船橋福祉介護課長。

○福祉介護課長 秦議員のご質問にお答えいたします。国で示している表現であります。可能な限りというような言葉がついておりますが、町としましてまず積極的支給、申請を要しない支給の方につきましては、5月中、5月の31日までであるわけですがなるべく早い段階で支給できるように準備を進めていきたいと考えております。また申請を要するお子様あるいは家庭につきましては、6月以降、まずは申請を要しない家庭への給付を最優先をさせていただき、その後準備、広く周知を図り、あるいは対象者を抽出し、ダイレクトメール等で通知をしながら申請を要する世帯についても確実に申請をいただいて給付につなげるように努めていきたいと考えておりますが、この分につきましては、申請を要しない方の家庭を最優先させていただきまして、6月以降順次準備を進めていく予定でございますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 申請を要しない方に関しての速やかな対応に関しては理解いたしました。この申請が必要となる今の話を聞いていると、情報発信をして漏れないようにという努力をするということだったんですけれども、その情報発信の方法等ってというのはどのような方法を今の段階でお考えなのか。要はお子さんを通してなのかそれともケーブルテレビいろんな方法があると思いますが、そのへんのスケジュールっていうんですかね、お考えをお示してください。

○議長 船橋福祉介護課長。

○福祉介護課長 秦議員の再質問にお答えいたします。情報周知の方法であります、ケ

ケーブルテレビ、町のホームページ、町の広報誌、それに加えて新たに生まれてくるお子さんにつきましては、子育て支援センターで伴走型の支援を行っております。その伴走型の支援の面談に際してそういった条件に該当するようなご家庭につきましては、もれなく事業の説明をさせていただきます、可能であれば所得の状況を調べさせていただいて、その場で申請をいただくような、あるいは忘れずに申請をいただくような、そういった形で繋げていきたいと考えております。また令和5年1月以降の家計の急変により対象になる世帯も見込まれます。そういったご家庭についても可能な限り漏れがないように進めていきたいとは思いますが、やはりそこがどういう方法があるかといえば今ほど申し上げた町のそれぞれの広報手段をフル活用して周知を図っていききたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 秦貞継君。

○秦貞継 最後に1点だけお伺いしますが、なかなか申請来られる方っていうのも忙しいと思っておりますので、そのへん例えば電話窓口とかそういったものも。例えば受付もネット上とか、うちの町はやっているのかなチャットとかそういったメールの受付等も含めて、随時情報を収集、要は相手に対しての情報発信もしくは受け取りができたかどうかという確認もできる体制は取っていただけるのか、考えているのかだけお伺いいたします。

○議長 船橋福祉介護課長。

○福祉介護課長 子育て支援センターではメールによる相談業務というのも行っております。そういった部分も活用して直接面談形式ではなくてメール等でのやり取りを希望される方につきましては、そういった方法も検討していきたいと考えております。またそういう方につきましては郵送によるやりとりを希望する方につきましては当然直接お越しいただかなくても郵送で対応させていただきたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 私もちよっとこれ中身が分かりづらかったので確認の意味も含めてお尋ねしたいんですが、いわゆる支給対象者の中に直近で収入が減少した世帯ってあるんです、その判定はどこでやるのか、どういうタイミングでやるのか、どういう状況がいわゆる対象者となるのかならないのか、どこで判断するかも含めてね。これがよく分からないのでもう一度ご説明いただければと思います。

○議長 船橋福祉介護課長。

○福祉介護課長 多賀議員のご質問にお答えいたします。今ほどありました直近で家計が急変した、それによって低所得世帯と認められる基準ということではありますが、まずモデルケースとして国が示しているものがあります。例えば申し上げますと、夫婦共働き世帯でお子さんが2人いる世帯があったといたします。そうした場合、収入ベースでいきますと主たる生計維持者の年間の収入が209万7千円以内であれば該当します。所得ベースでいきますと、138万8千円以内であれば該当することになります。そしてお子さんが一人増減することによって収入ベースでいきますと40万円の増減、そして所得ベースでいきますと28万円の増減、というような所得あるいは収入の金額が国から示されておまして、それ以下であれば今回の事業の対象になるというような見解が示されているところで

す。そして先ほどありました直近という言葉ですけれども、これは令和5年1月以降の家計の急変ということで、例えばそれから数か月過ぎているわけなんですけれども、そのうちの特定の1か月ですね、抽出をしてそこで得られた収入だと思っておりますが、それに対して12を掛けて家庭の年間の収入を出してそこで先ほど申し上げた基準と比較してそれ以下であれば対象になるということになりますので、そういった部分も含めて分かりやすく周知を図りながら対象の世帯には申請をいただいて給付に繋がるように努めていきたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 基準をお示しいただきましたので、今までもやっとしていたところが少しわかりましたけれども、今4番議員も言ったようにその当事者は自分が該当するのかわからないのか分かりづらいんですね。今課長がおっしゃったようなことだと、単純に5年の1月以降単月で収入で年間28万の減ということは2万ちょっと減収になっていけば対象になるってことですね、総額がさっきの以下であれば。そうじゃないのか。年間で28万収入の分で減額になれば対象となるということでしょう、直近の減収っていう意味合いでは。私の解釈がちがったのかな。それちょっと分かりづらいので、もっと分かりやすく周知する必要があると思っておりますよ。その点をお尋ねします。

○議長 船橋福祉介護課長。

○福祉介護課長 多賀議員の再質問にお答えいたします。申し訳ありません。私の説明が不足しております、先ほど申し上げました所得ベースで28万円あるいは収入ベースで40万円というのは、お子さんが一人増えるごとに限度額が40万円増える、28円増えるということで、例えばお子さんが3人いる世帯であれば収入でいうと249万7千円以下であれば低所得世帯ということで事業の対象となるというような意味合いでありましたので、やはり一般の方にはなかなか自分が該当するのだろうかしないのだろうかということが判断しにくい部分あると思っておりますので、そういうお心当たりのある世帯については気軽にご相談をいただけるような体制ということで、子育て支援センターはそういう場所、気軽になんでも子育てに関することはご相談いただける場所ということで設定しておりますので、そういった部分も気軽にご相談いただけるように周知を進めていきたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 他に。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第3号、令和5年度西会津町一般会計補正予算(第2次)を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第3号、令和5年度西会津町一般会計補正予算(第2次)は原案のとおり可決することに決しました。

本臨時会に付議されました事件は以上をもって審議を終了いたしました。町長より挨拶があります。

町長、薄友喜君。

○町長 閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。今臨時会は専決処分の承認及び令和5年度一般会計補正予算の3件についてご審議をいただいたところではありますが、全議案について原案のとおりご承認及びご議決を賜り厚く御礼を申し上げます。今後は速やかに事務及び予算の執行に努めてまいりますので、議員各位のご理解をお願いをいたします。昨日8日から新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザと同じ5類に移行されましたが、議員各位におかれましては時節柄特段のご自愛をされますよう、ご祈念申し上げます。閉会のごあいさつといたさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 これをもって令和5年第2回西会津町議会臨時会を閉会いたします。

(10時59分)